

女性医師等就労支援事業費補助金交付要綱

医 人 第 1 4 7 号
平成 3 0 年 5 月 2 9 日

一部改正 医人 第 3 2 2 号
令和 4 年 8 月 5 日

女性医師等就労支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、医療機関における女性医師等の離職防止を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の（1）又は（2）に該当する県内の病院とする。

- (1) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき埼玉県知事が認定した救急病院
- (2) 医療法第31条で規定する公的医療機関

(補助事業)

第3条 この補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、女性医師等の負担を軽減し、仕事と家庭の両立を図るための取組で、次に掲げるものとする。

- (1) 短時間正規雇用制度の活用に伴う代替職員の雇用又は配置
- (2) 宿直、日直、時間外勤務及びオンコール等の減免による代替職員の雇用又は配置

(補助額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表に規定する対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と、同表に規定する基準額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

対象経費	基準額	補助率
代替職員経費（謝金、報償費（謝金に該当するもの）、人件費、手当、法定福利費）、賃金、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。） ※ただし、代替職員経費は、女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師に係る人件費等のうち、代替として勤務した部分に限る。	制度利用医師1人・1日当たり 7千円 （医師1人の制度利用日数の上限は60日を原則とする。ただし知事が別に認める場合はその限りでない。）	10／10

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 関係法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、この報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (10) 知事の承認を受けて（9）の財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、別に通知する期限までに知事に提出して行うものとする。

（記載事項）

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- (2) その他参考となる資料

（変更申請手続き）

第8条 第5条第1項第3号又は同項第4号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合には、第6条及び第7条に定める申請手続きに準じて行うものとする。

2 前項の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更申請書は、様式第2号のとおりとする。

（軽微な変更）

第9条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、第3条第1項の各号で規定する各事業の範囲内であり、かつ県の交付する補助金の額に変更を生じさ

せないものに限る。

（交付決定通知書の様式）

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（概算払）

第11条 知事は必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第13条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内（第5条第1項第3号及び第4号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日以内）又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（確定通知書の様式）

第14条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、補助事業者が第5条第1項各号に掲げる条件に違反した場合若しくは同項第4号の規定による知事の承認を得た場合又は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

2 前項の規定により交付決定を取り消した場合においては、知事は、既に交付された補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（暴力団排除措置）

第16条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。
- 2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定める補助事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成30年5月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。